

よくある質問 Q&A (申請者様用)

ご一読ください

分類	お問い合わせ	回答
対象者	だれが対象ですか	前年度または前々年度に市の鳥獣緩衝帯整備事業補助金の交付を受けた、町内会、区、農家組合等が対象となります。
対象事業	どのような事業が対象ですか	前年度または前々年度に市の鳥獣緩衝帯整備事業補助金の交付を受けて刈り払いをした土地で、今年度も引き続き刈り払い等を実施する場合は対象です。
対象となる費用	補助の対象となる経費は何ですか	機械借上料、作業者への謝金、草木の処分費、委託料等が補助対象となります。
	「謝金」や「機械借上料」の額はどのように決めればよいですか	集落協定等の単価表等を参考にして決めてください。参考になるものがない場合は、申請団体の構成員に合意が得られる金額としてください。 <u>燃料費は変動する場合がありますので、機械借上料に含むなど、工夫してください。</u>
	作業する際の保険は対象となりますか	対象外です。
	補助額はいくらですか	最大80,000円です。
	消費税は対象ですか	対象です。
申請書兼実績報告書について	申請書兼実績報告書の添付書類は何が必要ですか	事業内容、収支精算書、 <u>実施前後の写真</u> 、受領書やレシートの写し、が必要です。
	実施前後の写真は何枚必要ですか	1箇所毎に整備前後の写真を1枚ずつ添付してください。
	実施前後の写真はどのような写真を撮ればよいですか	実施の前と後で、同じ場所から撮影してください。
鳥獣緩衝帯について	鳥獣緩衝帯とはどのようなものですか	人里と山林の間にある、鳥獣が身を潜めることができる場所を、きれいに整備したエリアを指します。